

グルトラ /iランス

高利回り債券

年2回決算型

隔月決算型

バランスファンドのその先へ

ウルトラバランス 高利回り債券

追加型投信/内外/資産複合

運用経過報告資料 (2019年11月22日~ 2020年3月10日)



アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【本資料のご利用についてご留意いただきたい事項】

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は当社が信頼できると判断した情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中に記載した内容、数値、図表等は、当資料作成時点のものであり、今後、予告なしに変更することがあります。当資料中で使用している各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。当資料中のいかなる内容も将来の投資成果を示唆ないし保証するものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえお客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。投資信託は預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の補償の対象ではありません。当ファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ここまでの運用を振り返りまして

ウルトラバランス 高利回り債券(年2回決算型) 基準価額(2020/3/10現在)	10,323円
ウルトラバランス 高利回り債券 (隔月決算型) 基準価額 (2020/3/10現在)	10,253円
隔月決算型第一期決算(3/10)分配金 (税引前、1万口当たり)	106円

「ウルトラバランス 高利回り債券(年2回決算型/隔月決算型)」は、「ウルトラ高利回り債券マザーファンド」受益証券を通じて実質的に米ドル建ての高利回り債券(ハイイールド社債と新興国債券)に投資するとともに、国内外の債券先物取引及び米国の金先物取引を活用し、一般的なバランスファンドの先を行くリターンを追求するファンドです。

- ✓ 高利回り債券への投資はETFを活用し、実質的に高度な分散投資を行ないます。
- ✓ ファンドの値動きを安定させる資産として、米国・フランス・日本の国 債先物、米国の金先物に合計で210%の投資を行ないます。
- ✓ 高利回り債券への投資が約80%ですので、組入比率の合計は信 託財産の純資産総額の約290%です。

2019年11月22日に運用を開始し、金融市場が大きく変動する中で、 プラスのリターンを確保できています。運用経過につきましては次ページ以降をご覧ください。

右側に今後の各資産の見通しを記載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

【高利回り債券の見通し】

新型コロナウイルスの感染が更に拡大する局面では、投資家のリスク選好姿勢の後退により、高利回り債券は一段の下落リスクにさらされますが、すでに市場ではパニック的なリスク資産売りが見られることから、投資家は最悪シナリオを織り込みつつあり、一段の下落余地は限定的と考えます。多くの国で国債利回りが市場最低水準まで低下しており、少しでも高い利回りを求める投資家の動きは今後も弱まることなく、相場をサポートしてくれると見ています。

【各国国債先物の見通し】

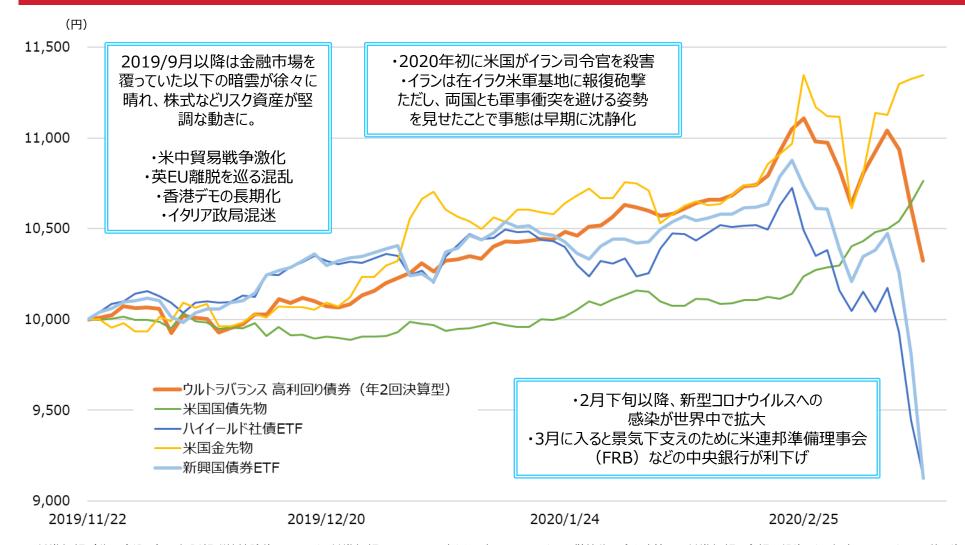
新型コロナウイルスへの感染被害による経済への悪影響を緩和するために、豪州・米国・カナダの中央銀行が利下げに踏み切り、欧州中央銀行(ECB)や日銀も追随するとの見方から主要先進国の国債利回りは歴史的な水準まで低下しており、上値余地は乏しいと考えられます。ただし、リスク回避の動きが強まる場面では、安全資産として選好され、ファンドのパフォーマンスを支えてくれると期待しています。

【米国金先物の見通し】

米国金先物は、堅調な展開を予想します。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気悪化を抑制するために米国が緊急利下げを実施したことなどを受け、利息の付かない金の弱点が薄まり、投資妙味が高まっていることから、さらに上値を試す場面があろうと考えます。

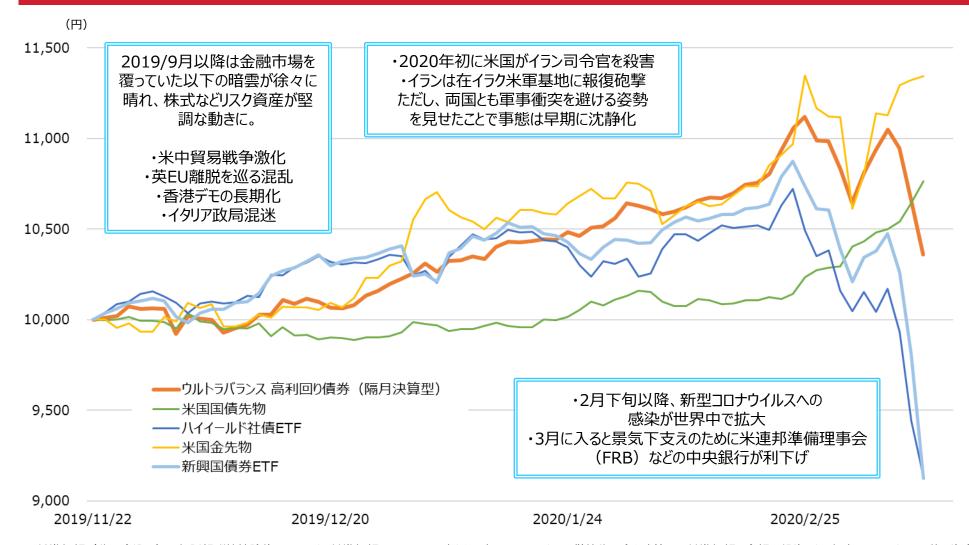
[※]基準価額(分配金込み)は信託報酬等控除後のものです。基準価額は10,000口当たりで表示しています。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。税金、手 数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実際の投資成果とは異なります。分配金額は収益分配方針に基づき、委託会社が決定します。委託会社の判断により、分配を行なわない場合もあり ます。

「ウルトラバランス 高利回り債券(年2回決算型)」の運用実績(2019年11月22日(設定日)~2020年3月10日)



[※]基準価額(分配金込み)は信託報酬等控除後のものです。基準価額は10,000口当たりで表示しています。課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定しています。その他の資産 は2019年11月22日を10,000円として指数化しています。ブルームバーグのデータを基にアストマックス投信投資顧問株式会社が作成。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するもの ではありません。税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実際の投資成果とは異なります。グラフにおいて使用している価格や指数等については後掲しております。

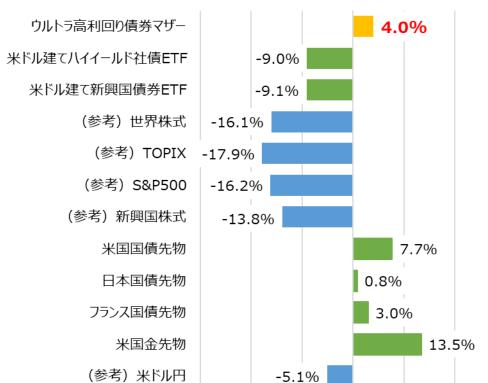
「ウルトラバランス 高利回り債券(隔月決算型)」の運用実績(2019年11月22日(設定日)~2020年3月10日)



[※]基準価額(分配金込み)は信託報酬等控除後のものです。基準価額は10,000口当たりで表示しています。課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定しています。その他の資産 は2019年11月22日を10,000円として指数化しています。ブルームバーグのデータを基にアストマックス投信投資顧問株式会社が作成。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するもの ではありません。税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実際の投資成果とは異なります。グラフにおいて使用している価格や指数等については後掲しております。

各資産のパフォーマンス貢献度(2019年11月22日~2020年3月10日)

「ウルトラバランス 高利回り債券」の実質的な投資対象と 他資産のパフォーマンス比較

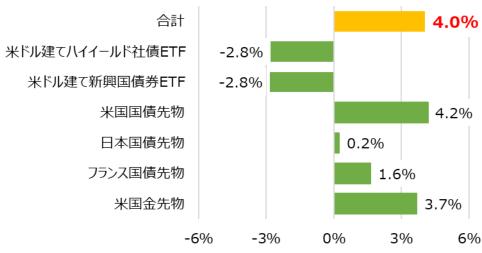


-30% -20% -10%

0%

10%

各資産のパフォーマンスへの貢献度分析 (「ウルトラ高利回り債券マザーファンド |ベース)



- ✓ 高利回り債券ETFは2020年2月下旬以降に金融市場が混乱に見舞われる中、相対的に底堅い動きでした。
- ✓ 2月下旬以降は米FRBに対する利下げ期待から米国国債先物の上 昇が目立ちました。
- ✓ 米国金先物は2020年初の中東情勢緊迫時や2月下旬以降の金融市場混乱時に強みを発揮しました。

20%

^{※「}ウルトラ高利回り債券マザーファンド」からは信託報酬を収受しておりません。収益率は小数点第2位を四捨五入して表示しています。ブルームバーグのデータを基にアストマックス投信投資顧問株式会社が作成。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実際の投資成果とは異なります。グラフにおいて使用している価格や指数等については後掲しております。

投資リスク

■基準価額の主な変動要因について

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて、ハイ・イールド債券と新興国の債券を主要投資対象とする投資信託証券、国内外の債券先物取引及び商品先物取引に実質的に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額の主な変動要因は公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)、債券先物取引による運用に伴うリスク、商品先物取引による運用に伴うリスク、当ファンドの資産配分に係るリスク、カントリー・リスク、為替リスクなどです。

お客様にご負担いただく主な費用

購入時手数料	購入価額に、3.30%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。購入時手数料は、購入時の商品および環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額				
	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <mark>年0.583%(税抜年0.53%)</mark> の率を乗じて得た額です。委託会社、 販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次の通りです。			
		配分(税抜)	役務の内容	
	委託会社	年0.25%	資金の運用の対価	
運用管理費用 (信託報酬)	販売会社	年0.25%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
	受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
	実質的な投資対象とする投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、年0.827%程度になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等(投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。)により今後変更となる場合があります。			
	上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。			
その他の費用・手数料	① 法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に 信託財産中から支払われます。			
	② 有価証券や債券先物、商品先物売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建 資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。			
	※ 上記①および②の費	費用等については.	、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

[※] 手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

販売会社一覧

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

(お取扱い開始日順、お取扱い開始日が同一の場合、五十音順)

販売会社	登録番号	加入協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会

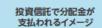
当資料で使用している指数等について

米ドル建てハイイールド社債ETFとはiSharesブロード米ドル建てハイイールドコーポレイトボンド・ETF(円換算)、米ドル建て新興国債券ETFとはiShares J.P.Morgan米ドル建てエマージングマーケッツボンド・ETF(円換算)、世界株式とはMSCI All Country World Index(新興国を含む全世界株式指数、円換算)、S&P500はS&P500種株価指数(円換算)、新興国株式はMSCI新興国株式指数(円換算)、米国国債先物はS&P米国国債先物エクセスリターン指数(米ドルベース)、日本国債先物はS&P日本国債先物エクセスリターン指数(円ベース)、フランス国債先物はS&Pフランス国債先物エクセスリターン指数(ユーロベース)、米国金先物はS&PGSCI CME金エクセスリターン指数(米ドルベース)、米ドル円はTTM(三菱UFJ銀行対顧客公示相場仲値)です。各指数の円換算はTTMを使用して当社が行なっています。

TOPIXは海外資産同様、期初と期末それぞれの前営業日で比較しています。日本国債先物は同日です。

収益分配に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純 資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



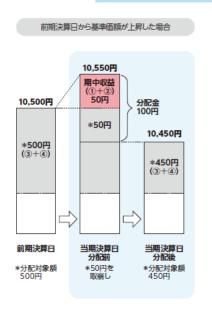


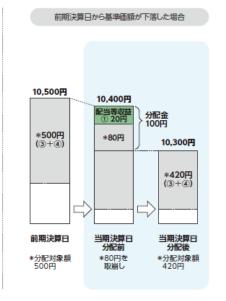
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、 当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を 示すものではありません。

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※下記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合





※左からの続き

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

元本払戻金 元本払戻金 特別分配金) 部份配金 投資者の 購入価額 投資者の 購入価額 分配金 分配金 支払後 支払後 当初 \ / 当初 基準価額 基準価額 個別元本 個別元本 個別元本 個別元本

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金

※右に続く

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

ウルトラ バランス

高利回り債券

年2回決算型

隔月決算型

バランスファンドのその先へ



基準価額、最新の目論見書は webサイトからご覧いただけます

http://www.astmaxam.com/criterion/index/ (パソコン・スマートフォン共通)